

## 人材紹介契約書

宇徳ロジスティクス株式会社(以下、「甲」という)と、東邦サービス株式会社 (以下、「乙」という)とは、甲が乙に対し、人材紹介業務を委託するに際し、以下のとおり人材紹介契約(以下、「本契約」という)を締結する。

### 第1条 (目的)

本契約は、甲が乙に対し、甲が求める要件に該当すると思われる人材(以下、「候補者」という)の探索、紹介をする業務(以下、「本業務」という)の委託に関する事項を定めるものとする。

### 第2条(本業務の履行)

1. 甲は乙に対し、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を書面又はメール等(以下、「求人情報」という)により明示するものとする。乙はこれを受領し、これに基づき本業務を履行するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、賃金・労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人情報であるという客観的かつ合理的な理由があると双方協議のうえ認めるとき、乙は当該求人情報に基づき本業務を履行する義務を負わないものとする。
3. 求人情報の受領後、乙は、甲から受領した求人情報及びその他の事項(本業務の過程で乙が知り得た甲に関する一切の情報(第7条に定める秘密情報を除く。)を含む)を乙が候補者に対し提示し、候補者が合意した場合、乙は甲に対し当該候補者を紹介する。

### 第3条(選考・採用)

1. 甲は、乙が紹介した候補者を自ら選考の上、甲の責任において、候補者を採用するものとする。なお、当該候補者の採用条件は、乙の事前の書面又はメールによる同意を得た場合を除き、前条第1項に基づき乙に提示した求人情報以上の条件とする。
2. 甲は、採用選考の過程において、各種労働関係法令(労働基準法、労働契約法、職業安定法及びこれらの政省令、ガイドライン等を含むが、これらに限られない)を遵守し、候補者の保護に努めなければならない。

### 第4条(報告)

1. 甲は乙に対し、乙が紹介した候補者についての全ての採用選考結果を、書面又はメール等(電話を除く)にて報告するものとする。
2. 甲は乙に対し、乙が紹介した候補者が、甲と雇用契約その他甲で勤務するための契約(委任、準委任、請負その他契約名の如何にかかわらず甲の業務を求職者が行うための契約をいい、以下、あわせて「雇用契約」という)を締結する場合(以下、当該候補者を「採用決定者」という)、雇用契約の締結日にかかわらず、労働条件について合意をした日から5営業日以内に、雇用条件通知書を添付の上、書面又はメール等にて当該候補者を採用した旨報告するものとする。
3. 乙は甲に対し、本条所定の事項を確認するため、乙が必要と認める客観的資料の提出を求めることができるものとし、甲はこれに応じるものとする。また、乙は、甲の書面による承諾のうえ、候補者又は採用決定者に対し、本条所定の事項の事実確認を行うことができるものとする。

### 第5条 (対価)

1. 採用決定者が、甲の従業員等として勤務の為に初めて出社した場合又は第4条第2項所定の雇用条件

通知書記載の入社日のいずれか早い日が到来した場合（以下、当該いずれか早い日を「入社日」という）、甲は乙に対し、以下職種ごと条件に基づき理論年収比率もしくは相当額及びそれぞれの消費税を対価として支払うものとする。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1)ドライバー    | 理論年収 25% |
| (2)配車担当     | 理論年収 25% |
| (3)事務職員     | 理論年収 25% |
| (4)所長/部長クラス | 理論年収 30% |
| (5)整備担当者    | 理論年収 25% |

2.前項に定める理論年収は、以下に定めるものとする。なお、理論年収の算定において、年俸制を採用する場合は、年俸額の 12 分の1を月間支給額の「基本給」とみなし、請負契約の場合は、請負報酬額を契約期間の月数(端数切り捨て)で除した金額を月間支給額の「基本給」とみなし、1年未満の雇用契約等の場合は、契約期間を1年間とみなして計算するものとする。

月間支給額(基本給、家族手当・住宅手当・役職手当その他諸手当、及び一律に支給される割増賃金を含み、通勤交通費、及び時間外・休日・深夜労働の都度個別に支給される割増賃金は含まない)の 12 か月分及び年間で支払う賞与額(賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じた金額)

3.乙は甲に対し、入社日の翌日以降、前項所定の対価の請求書を送付し、甲は乙に対し、当該対価を、入社日の翌月末までに(同日が金融機関休業日の場合はその前日)、乙指定の銀行口座に振込む方法で支払う。振込手数料は甲の負担とする。

4.甲が乙に対し、第4条所定の報告を行わない等その他理由の如何にかかわらず、乙が紹介した候補者の選考結果が不明の場合、雇用条件通知書所定の入社予定日又は入社日のいずれか早い方をもって、当該候補者は甲に入社したものと推定し、甲は乙に対し、第1項所定の対価を支払うものとする。

5.乙の紹介により甲の選考に参加した候補者が、甲から不採用を通知された場合その他理由の如何にかかわらず甲への入社に至らなかった場合であっても、乙が甲に対し紹介した日から6ヶ月以内に、甲が当該候補者を採用した場合(求人情報所定の労働条件にかかわらず、また職種にかかわらず、甲の従業員等として勤務するに至った場合をいう)、対価が発生したものとみなし、甲は直ちに乙に書面又はメールにて報告の上、第1項所定の対価の支払いをするものとする。

#### 第6条 (対価の返還)

1.乙は、採用決定者が入社日より一定の期間内に、専ら採用決定者の都合により退職し、または専ら採用決定者の責めに帰すべき事由により懲戒解雇をされたときは、採用決定者入社日を起算日として下記に定める条件に従い、対価の一部を甲に返還するものとする。但し、採用決定者に対する甲の法令違反もしくは労働契約違反に起因する退職の場合はこの限りではない。

- |                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| (1) 1 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合        | - 報酬の 80%を返還 |
| (2) 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 | - 報酬の 50%を返還 |
| (3) 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満に自己都合退職等をした場合 | - 報酬の 30%を返還 |

2.前項に基づき、乙が甲に対価を返還する場合、前項所定の事象を乙が知った日から1ヶ月以内に、甲の指定する銀行口座へ、振込により返還するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

#### 第7条 (秘密保持)

1. 乙は、本業務の履行の過程で知り得た甲の営業上、技術上の情報(以下「秘密情報」という)について、厳に秘密として保持し、甲の承諾なく、第三者に開示又は漏洩しないものとする。
2. 以下の情報については秘密情報に該当しないものとする。
  - (1) 開示を受け又は取得した時点で、既に公知であった情報
  - (2) 開示を受け又は取得した後、公知となった情報
  - (3) 開示を受け又は取得した時点で、既に保有していた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持契約を課されることなく取得した情報
  - (5) 独自に開発した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、乙は法律上の秘密保持義務を負う専門家(弁護士、税理士、社会保険労務士を含むが、これに限らない)に対し、本業務の履行上必要な範囲内でのみ、甲の承諾を得ることなく秘密情報を開示できるものとする。

#### 第8条(候補者情報)

甲は、乙が紹介した候補者の個人情報その他候補者に関する一切の情報について、厳に秘密を保持し、候補者の事前の書面による同意なく、第三者に開示又は漏洩せず、甲の採用選考以外の目的に一切利用しないものとする。

#### 第9条(解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、かつ、書面で当該違反の是正要求を受けた後30日以内に当該違反が是正されなかった場合には、相手方に対する書面の通知をもって本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、何らの通知又は催告なく、本契約を解除することができる。
  - (1) 監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
  - (2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあったとき
  - (3) 手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
  - (4) 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき
  - (5) 解散の決議(法令による解散を含む)をしたとき
  - (6) 相手方に対し、信義誠実の原則に反する行為を行った場合
  - (7) その他、本契約の正常な履行が困難と判断する事由が生じたと認めるとき

#### 第10条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について保証し、相手方がかかる保証に違反した場合、催告その他の手続きを要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくはその関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜 ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下あわせて「反社会的勢力」という)ではないこと、過去に反社会的勢力ではなかったこと、及び将来に亘り反社会的勢力に該当しないこと
  - (2) 役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力ではないこと、過去に反社会的勢力では

なかったこと、及び将来に亘り反社会的勢力に該当しないこと

(3)親会社(甲又は乙を子会社とする会社その他の甲又は乙の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいい、以下同じ)、子会社(甲又は乙がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配する法人として法務省令で定めるものをいい、以下同じ)が反社会的勢力ではないこと、過去に反社会的勢力ではなかったこと、及び将来に亘り反社会的勢力に該当しないこと

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号に掲げる事項に該当する行為をした場合、催告その他の手続きを要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いて名誉若しくは信用を毀損する行為

(2)偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為

(3)機関誌の購読勧誘、物品の購入要求、寄付金若しくは助成金の要求、取引契約の一方的要求、スキャンダルを材料とした公開質問状の送付、街宣車による街宣活動、商品の欠陥又は従業員の対応の悪さを材料としたクレーム等を手段又は理由として、金銭的要求その他作為・不作為を要求する等の不当要求行為

(4)反社会的勢力である第三者を介して、前三号の行為を行わせる行為

(5)自らまたはその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力に資金提供を行う等、その活動を金銭的・精神的に助長する行為

3.前項の定めは、親会社又は子会社が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合に準用する。

#### 第11条 (本契約上の地位等の譲渡禁止)

乙は、甲の事前の書面による同意なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

#### 第12条 (再委託)

乙は、甲の事前の書面による同意を得た場合に限り、本契約の業務を第三者に再委託することができる。この場合、乙は、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を再委託先に対して負わせ、再委託先の責に帰すべき事由により甲に損害が出た場合は、再委託先と連携して甲に対して損害を賠償する。

#### 第13条 (損害賠償)

乙は、本契約上の義務に違反した場合、これに起因又は関連して甲が被った損害、損失及び費用(合理的な範囲の弁護士費用を含み、以下「損害等」という。)を、賠償する。

#### 第14条 (中途解約)

甲及び乙は、相手方に対し、3 か月前までに書面による通知を行うことで、本契約を将来に向かって解約することができる。

#### 第15条 (有効期限)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかにより相手方に対する本契約終了の申し入れがない場合には、本契約は引き続き同一の内容において、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 16 条(準拠法および合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とする。また、本契約に関する紛争については、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条(協議)

本契約に定めのない事項および契約の条項の解釈に関し、疑義が生じた場合には、甲乙双方誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、  
各1通を保有する。

2026 年 月 日

(甲) 神奈川県横浜市中区錦町 9  
宇徳ロジスティクス株式会社  
代表取締役 清水 元

(乙) 東京都中野区野方 2-55-17  
東邦サービス株式会社  
代表取締役 高部 浩明